

建設省告示第 号

建築基準法第二百九条の十三の三第十二項の告示に基づき、非常用エレベーターについて、その機能を確保するために必要があるものとして定める構造方法を次のとおり定める。

平成 年 月 日

非常用エレベーターの構造方法を定める件

第一 構造上軽微な部分を除き非常用エレベーターのかじは、不燃材料で造り、又はおおじじ。

第二 構造上軽微な部分を除き、非常用エレベーターの昇降路の出入口の戸は、不燃材料で造り、又はおおじじ。